

經濟提携の蹉跌

——滿州事變前の債務整理問題をめぐって——

小池聖一

はじめに

滿州事變直前の一九三二（昭和六）年九月十一日、日中「双方ノ協調可能ナルモノモ多クアレハ出来得ル限り空氣ノ緩和ニ努メ協調気分ノ醸成ヲ計」るため宋子文國民政府財政部長は、重光葵駐中國公使に自らの大連行きを提案した¹⁾。しかし、実行される直前の九月十八日、関東軍の謀略による滿州事變が勃発した。

それでも重光と宋子文間の関係は、すぐに崩れなかった。翌十九日午前、宋子文は、重光との会談上、和平のため共同委員会設置を提案したのである²⁾。結局、二十二日、共同委員会案は実を結ぶことなく放棄されたものの、後の日中直接交渉の原型となった³⁾。

重要なことは、従来、濟南事件解決における宋子文の親

目的行動⁴⁾や、日中関稅協定の成立等が知られている⁵⁾、宋子文と重光の提携關係が滿州事變直後まで継続していたことにある。そこで本稿では、日中関稅協定成立から滿州事變勃発前後における重光—宋子文關係Ⅱ日中間の「提携」を具体化するものの一つとして、債務整理問題にともなう經濟提携案を明らかにすることとした⁶⁾。

しかし、問題は債務整理である。貸手である日本と借手である中国との間には、埋めがたい溝が存在していた。不況下にある日本は、巨額な對中國債權が償還されれば經濟・財政を好転させるカンフル剤になると考えていた（それゆえ、統一政權・南京國民政府の登場は、債務の償還能力と責任を有する政權の誕生を意味していた）。一方、國民政府にとって對日債務の多くは、西原借款に代表される無担保不確定債務であり、一部は北京政府の兵器借款であった⁷⁾（表）。國民政府は、自らの生命を奪うために使われたかもしれない……こ

（表）日本政府関係対中国不確実借款一覧表

1. 預金部関係債権			
	元金現存額	利子延滞額	計
(イ)直接債権			
青島公有財産及製塩業補償国庫証券	9,775,560円59	3,252,090円05	13,027,650円64
(ロ)間接債権			
九六公債	2,638,200円	831,467円52	3,469,667円52
交通銀行借款	20,000,000円	12,768,403円22	32,768,403円22
第二次有線電信借款	2,500,000円	498,750円	2,998,750円
合計	25,138,200円	14,098,620円74	39,236,820円74
2. 一般会計関係債権			
(イ)直接債権			
○兵器代借款	32,081,548円02	12,832,619円20	44,914,167円22
○同利払借款	16,470,113円93	6,588,045円55	23,058,159円48
○参戦借款	20,000,000円	8,000,000円	28,000,000円
○同利払借款	10,267,655円27	4,107,062円10	14,374,717円47
合計	78,819,317円32	31,527,726円85	110,347,044円17
(ロ)「政府ニ於テ元利金ノ納付ヲ受クヘキ特約ヲ有スル借款」			
○吉会鉄道借款前貸	10,000,000円	3,750,000円	13,750,000円
○満蒙四鉄道借款前貸	20,000,000円	8,800,000円	28,800,000円
○山東二鉄道借款前貸	20,000,000円	8,800,000円	28,800,000円
○吉会、満蒙、諸鉄道借款前貸利			
○第二次	7,997,081円80	4,178,475円18	12,175,556円98
○第三次	5,286,820円51	2,511,239円70	7,798,060円21
○第四次	5,300,000円	2,517,500円	7,817,500円
○有線電信借款	20,000,000円	9,000,000円	29,000,000円
○黒吉両省林鋳借款	30,000,000円	11,250,000円	41,250,000円
○電信林鋳利払借款			
○第三次	1,125,000円	810,000円	1,935,000円
○第五次	7,608,226円54	5,477,923円10	13,086,149円64
○第六次	2,659,923円08	1,915,144円60	4,575,067円68
○第七次	9,118,766円77	6,565,512円	15,684,278円77
合計	139,095,818円70	65,575,794円58	204,671,613円28
3. 对中国文化事業特別会計関係債権			
青島公有財産及製塩業補償国庫証券	3,500,000円	1,142,626円24	4,642,626円24
合計	256,328,896円61	115,596,858円46	371,925,755円07

備考 一、○印は所謂西原借款（合計 347,787,060円67）
 二、預金部間接債権中標記した第二次有線電信借款 2,500,000円は、東亜興業名義 15,000,000円借款の一部を構成するものである。
 「秘 本邦政府関係対支不確実借款一覧表」
 『不確実及無担保債権整理方交渉関係雑件』（E.1.6.0.J5）から作成

の債務を公に認めるわけにいかなかった。それゆえ王正廷外交部長等は西原借款の存在自体を否定し、対日「宥和」的な宋子文財政部長ですら西原借款の名を冠した日本側債務の償還をそのまま認められなかったのである。

だが、以下であきらかにするように、財政難の南京国民政府は、外資の導入を必要としていた。そのためには、対外信用の回復、具体的には累積債務の整理が求められていた。ここに、日中間で債務整理交渉が生起する理由があった。ただ、経済提携にあたって日本は単独で中国に資金を供給できず、アメリカ金融資本を前提にしなければならなかった。そして、両国間には、前述の西原借款問題があった。債務整理問題が日中経済提携策に転化するには、未だ多くの問題が両国の間に横たわっていたのである。

1. 南京国民政府の成立と 日本の債務整理対策

南京を首都に定めた国民政府は、中国を統一したものの、慢性的な財政難にあえいでいた。そこで、国民政府は、確実な収入源である関税・北京関税特別会議（一九二五年十月二十六日～二十六年四月十日）で列国の同意をえていた七種差等税（輸入税）と二分五厘輸出附加税の導入をはかった。問題は、前者の七種差等税の場合、導入に際して中国側債務の整理促進と釐金（内地通過税）の廃止が条件づけられていた

ことである。しかし、条件を云々する以前に、英米両国が中国の関税自主権回復を認めたため、差等税導入は時間の問題となっていた（国民政府は、一九二九年二月一日の導入をめざしていた）。このため日本側は、七種差等税導入問題を難航していた日清通商航海条約改訂交渉から分離し、債務整理の促進を条件に承認しようとした。⁹⁾交渉は、上海で矢田（七太郎）総領事と宋子文財政部長との間でおこなわれ、七種差等税の導入と債務整理促進のため関税より五百万円を積み立てることで同意が成立した。しかし、最終段階で宋にかわって交渉にあたった王正廷外交部長が濟南事件の解決もあわせるよう求めたため、交渉がこじれた。そこで外務省中央は、濟南事件解決交渉を再開することで差等税・債務整理に関する公文交換問題の分離を訓令¹⁰⁾施行予定日直前の一月二十一日、債務整理問題で日中間の同意が成立。樞密院本会議の可決と天皇裁可の見通しがついた三十日、日本側回答が発送され、ギリギリの段階で公文交換となった。¹¹⁾

……だが、関税増取中から五百万円の償還財源を確保しえたと考える日本側に対して、一月二十九日の国民政府行政院会議では、上記の五百万円を専ら内国債整理に充当されることが決議されていた。¹²⁾そもそも北京関税特別会議でも整理対象の債務における内外債の分配比率については、継続案件として残っていたのである。

債務整理の内容について不明確さが加わるなか、一九二九年（昭和四）年四月二日に大蔵・外務両省係官会議が開催され

た(大蔵省側・富田勇太郎理財局長、公森太郎事務官、青木一男国庫課長、外務省側・有田八郎亜細亞局長、谷正之第一課長、田中義造事務官)。會議では、次の諸点が合意された。まず、第一に民間对中国債権者を網羅する債権者組合を組織することとなった(これは、对中国債権の統一的整理をめざしたものであり、「場合ニ依リテハ対支非公式交渉ニモ利用シ得ヘク」と考えられ、将来的に借款整理組合・对中国投資組合ともなりうると考えられていた)。第二に債権者會議開催前、非公式に中国側と意見交換をおこなうことで大蔵・外務両省間で合意した。また、「国民政府ノ財政狀況ヲ詳知シ且債務整理ノ具体案作成」のため、公森大蔵事務官を上海に出張させることもなった。そして、第三に、五百萬元の債務整理資金を横浜正金銀行(あるいは正金・香上両銀行)に積立保管させることとした。その上で大蔵省側から實際の債務整理交渉の手順について整理範囲を限定し、総額をある程度まで減少させるべきであるとの意見がだされている(大蔵省側としては、对中国債権の政府肩代わりは考慮していなか¹³⁾った)。

さらに、同年六月二十六日、在上海重光総領事の帰朝を期に、亜細亞局長室で第二回目の大蔵・外務両省打合會議が開かれた(参加者、大蔵省側・富田理財局長、青木国庫課長、外務省側・在上海重光総領事、谷第一課長、田中事務官)。席上、九六及山東国庫証券の確保はむずかしいこと。債権代表會議も開催時期は不明であり、五百萬元の月割額積立も中

国側にとつては「関稅協定上ノ義務ニモアラス」ために強制できず、「カクノ如キ末節枝葉ノ問題ニ付相争フヨリモ寧ロ国民政府宛ノ公文ヲ以テ関稅協定ニ「レフアー」シ債権代表會議開催方ヲ正面ヨリ堂々ト督促スルコト一奏有効ナルヘシト述ヘ一同異議ナシ」と決められたのであった。¹⁴⁾

以上の四点が日本の債務整理要求の原型となった。そして、債務整理資金の五百萬元が絶えることなく積み立てられるなか、宋子文は「日支ノ空氣ヲ一層良好ニスルコトニ努力シタク日本カ関稅自主權承認等ノ如ク関稅問題ニ付談合一段落モ着カハ」債務整理交渉を始めるとのべるにいたった。¹⁵⁾

だが、反蔣介石運動のなか、債務整理(西原借款問題)も「段祺瑞スラ責ヲ負ヒテ整理セシニ蔣介石ハ一己ノ私利ノ為ニ一朝ニシテ之ヲ承認セリ」と非難の材料となっていた。¹⁶⁾このため王正廷外交部長は、十月四日、記者団に対して、西原借款不承認を声明したのであった。

2. 債務整理交渉の開始

(1) 債務整理交渉の開始と日中関稅協定と債務整理

債務整理問題に解決の兆しが見えないなか、一九二九年末から在上海重光総領事(佐分利貞男公使の死後、臨時代理公使)と宋子文財政部長との間で水面下進んでいた関稅協定交渉が翌三〇年に入り表面化しつつあった。同交渉でも債務整理問題は推進されるべき日本側の要求であった。しかし、谷

亜細亜局第一課長は、対中国債権者組合幹事の内田勝司に「絶対条件トシテ債務整理ヲ強要シ之カタメ通商条約交渉ヲ犠牲ニスルカ如キコトハ避ケサルヘカラサルモ」とのべていた。¹⁷また、債権者側には、「中央政府ノ借款ハ一括シテ此内外債整理委員会ニテ整理セントスル方針」が維持され、「重光代理公使ニヨリ条約改訂問題ガ順次進捗スレバ之レト相俟ツテ債務整理問題モ進展スベク」とする樂觀論もあつた。¹⁸このため、債務整理問題は、日中関税協定交渉の条件として浮上しなかつた。

とはいえ外務省中央からは、関税協定交渉中も債務整理促進のため債権者会議を開催させるよう命じられていた。¹⁹これをうけて重光は、一九三〇（昭和五）年一月二十五日、「一、債権会議ノ至急開催」「二、債務償還基金年額ノ増加」「三、前記年額中相当部分ヲ日本側銀行ニ保管セシムルコト」の三点を宋財政部長に要求した。²⁰だが、財政難の中国側にとって債権者会議開催日の決定や、債務整理に関する往復公文の修正提議等は、簡単に受けいれられるものでなかつた。このため、重光としても一旦、十月一日以前に開催することで合意した債権者会議を、日中関税協定交渉「全般ノ妥結上不利」であるため、「将来適當ノ機会ヲ求メテ提議」することとした。²¹そして、この過程を踏まえて重光は外務省中央に債権者代表の選定等（暗に自分をさしている）を要求していったのである。²²

一方、日本国内では、横浜正金銀行・三井物産および東亜

（興業より、日中関税協定に際して）「一、支那政府ヲシテ速ニ債権者會議ヲ招請セシムルコト」「二、債務整理基金年額五百萬元ヲ本年度ハ相当巨額ニ増加セシムルコト」「三、塩余借款日本分整理資金年額三百数十萬元積立案ヲ実現セシムルコト」の三点の要求とともに、「整理方法ノ確定実行セラルルニ至ル迄一切事項ヲ進行セシメサルコトニ支那当局ト御取極メ置被下度」との強硬な請願がなされていた。²³大蔵省側よりも、日中関税協定交渉が峠を越えて締結をまつばかりとなつていた三月四日に（締結は十二日）、「差別的ニ整理スヘシトノ案モ有之ヤニ聞及候處斯ノ如キハ支那側ニ於テ其ノ对内政策上主張スルコトアリトスルモ本邦トシテハ如何ナル点ヨリスルモ之ヲ承認スル能ハサル次第ニ付キ」と西原借款を除外視しないよう三銀行からの要望がつけられていた。²⁴さらに、正金等債権者と大蔵省は、「債務整理基金五百萬元ヲ本年度ハ相当巨額ニ増加セシムルコト」を求めていた。²⁵これをうけて四月九日、西原借款についても、外務省中央より重光に、

（前略）所謂西原借款ニ関シ國民政府ニ於テハ之ヲ除外シ又ハ差別的ニ取扱ハントスルノ態度アルヤニ認メララルモ此際苟モ右支那側ノ態度ヲ容認スルカ如キハ面白カラス且ツ債務整理問題ノ将来ニ及ボス影響重大ナルヘキノミナラス本件借款ニ関シテハ客年一月債務整理ニ関スル日支交換公文ニ依リ支那側ハ関税會議ノ討議（債務無差別整理方針ヲ含ム）ニ対シ正当ナル考慮ヲ払フコトト

ナリ居ル次第モアルニ付此際貴官又ハ三井大村等ニ於テ債務整理問題ニ関シ支那側ト接触セラルル場合ニハ西原借款ノ除外又ハ差別的整理等ニ関シ何等「コミット」セラレサル様致度ク其他我方民間債権者等ニ於テモ本件借款ニ関シ無責任ノ言動無キ様敵ニ御注意アリタシ(後略)との訓令が発せられた。²⁶ 外務省中央では、西原借款の存在を重要視したのである。これに対して、重光は、国民政府の財政難を理由に「此ノ際日本債権者側ニ於テ北京関稅會議ニ於ケル討議ヲ考慮ニ入ルルコトヲ楯ニシテ西原借款ノ承認方ヲ露骨ニ高調セラルルコトハ却テ債務整理ノ目的ノ達成ヲ困難ナラシム」ものとして反論する。²⁷ このような反論の背景には、實際、国民政府財政部が「(一) 本年度ヨリ毎々政府ニ於テ五百萬元ヲ支出シ債務整理ノ準備ヲ為スコト」「(二) 外債ハ小口ノモノヲ大口ニ纏メル方法ニ依リ國權及財政伴ニ損失ナキヲ期」しており、誠実であるとの認識があつた。²⁸ 一方、幣原・外務省中央は、枢密院精査委員會で債務整理の促進を約束し、²⁹ 関稅協定の第四議定書として明文化させられていた。外務省中央・幣原としては、整理を實態化させる必要があつたのである。

(2) 債務一括整理方針

そこで重光は、四月十八日、宋子文の政治的立場を擁護しつつ、「事實上支那ノ債務整理ニ歩ヲ進ムルニアラスムハ支那ノ最必要トスル「信用」ヲ得ルコト能ハス從テ實際建設的

事業ニ踏出シ得サル結果トナルヘントノ議論ヲ以テ説得ニ努メ裏面ヨリ支那政府ハ西原借款トカ何借款トカ債務ノ性質ノ論議ニ触レス「ランブサム」トシテ最大限ノ財源ヲ提供シ債権者ニ於テ適宜之ヲ按分スルノ大体案ヲ以テ進ムコトトセハ政治的ノ故障ヲ避ケ得ヘキ」との方針を打ち出した。³⁰ そして、曾宗鑑をして国民政府が債務整理に支出できる最大限額を内示させ、交渉の目標をこの最大限額にいかになつづけるかに設定したのである。

債務一括整理方針にそつて宋子文財政部長は、西原借款問題を浮上させずに債務整理資金の分配をおこない、一九六〇年償還を目的とする案をたてつつあつた。そして、出先・現地における債務一括整理方針での一致は、日中間關稅協定の締結ともあいまって日中間の宥和を促進させた。宋子文をして井上準之助大蔵大臣に国民政府財政顧問の派遣を要請するまになつていたのである。³¹

この国民政府財政部作成「債務整理大綱案」を、日本側は、次のように理解していた。

「支那側債務整理大綱案ノ骨子及之ニ対スル批評」

一、整理大綱案ノ骨子

支那側債務整理大綱案ノ骨子ハ(一) 或種債務ノ承認問題乃至利息問題等ノ障礙ヲ避クルタメ先ツ支那力関稅收入中ヨリ毎年支出シ得ヘキ整理基金ヲ決定シ(関稅剩餘ノ大部分ヲ之ニ充当スルコト) 之カ各国債権額ニ対スル分配率ハ鐵道交通關係債務ニ対シテハ鐵道復

旧迄少クモ整理資金ノ四分ノ一ヲ充當シ（鉄道関係債務ハ鉄道復旧後ハ鉄道収入ヲ以テ整理スル立前ナルモ交通関係債務ハ鉄道復旧後モ関稅收入ヲ以テ整理セントスルモノノ如シ）他ノ四分ノ三ハ内債ニ対スル分ヲ差引キ各国間ノ決定ニ一任スルモ関稅收入中ヨリ支出スヘキ支払年額ヲ決定スルニ當リテハ先以テ関稅收入中ヨリ毎年千五百万元ノ建設資金支出ヲ認ムヘントナシ（二）全体ノ整理期間ヲ一九六〇年迄トシ（三）整理スヘキ債務ノ範圍ハ鉄道部財政部其他中央政府又ハ其ノ機関カ負担シ若クハ保証スル一切ノ債務並ニ損害賠償金ヲ包含セントスルモノナリ（後略）

これを重光は「債務整理ヲ具体的ニ進捗セシメントスル誠意カ充分ニ見ユ居ルノミナラス良好ニナリツツアル日本トノ關係ヲ利用シテ将来貨幣制度ノ改革ニ迄日本側ノ援助ヲ期待スルニ至リタルハ相当意味伸長ナル次第ナルカ債務整理ノ問題ニ付テハ西原借款ニ対スル輿論ノ囂シキニ鑑ミテ右宋子文ノ大綱案ニ依ルノ外解決ノ途ナカルヘク」と理解して同案を至急同意するよう請訓する。重光は、同案が北京関稅特別會議での各国債權額按分率を採用し、銀相場關係で利益をえてゐる中国側債權者（銀行家）も利用できる」と期待していた。

そして、重光は、六月五日、債務整理を「第一ハ債務ノ承認問題就中或種ノ債務ヲ承認スルヤ否ヤノ問題、第二ハ利息問題即チ過去ノ利息ヲ如何ニスルヤ又将来ノ利息ヲ如何ニ定ムルヤノ問題、第三ハ債務支払ノ為支那ノ支払フ年額及支払

年限ノ問題」と三段階に分けて考える宋子文に「西原借款ノ整理ハ其ノ条件ハ兎モ角全部之ヲ一併整理スルコトハ單ニ財政經濟上ノ点ヨリ日支双方ニ必要」「日本ハ債務整理ノ結果支払ヲ受クヘキ金額ノ中ヨリ適宜支那ニ援助ヲ与フル意味ニテ資金ヲ供給スルノ途ヲ研究シ得ラレサル理ナント考フ」そして、「大体債權者側ト債務者タル支那政府トノ間ノ取極ニシテ之ヲ以テ國際條約トシテ立法院等ニ附議スル必要アルカ如キ形式ノモノトセサル様ノ方法ヲ考案サレル必要アルヘシ」と、これまでの債務一括整理方針を一步踏みだし、經濟援助による提携を提唱したのであった。これは、五月十九日の段階で対中国債權者組合總會で谷正之亞細亞局第一課長が「今次ノ債務整理ハ支那ノ對外信用ヲ高ムル所以ニシテ右整理實現ノ晝ハ債權者ニ於テ新タナル投資ニ喜ンテ応スヘキコトヲ支那側ニ印象セシムルコト可然」と、のべていたところでもあった。³⁵⁾

一方、外務省中央でも、重光の稟請に対して「近時銀價ノ暴落ハ当分恢復ノ見込ナキヤニ伝ヘラレ從テ将来支那ノ貿易ハ減少シ関稅收入モ實質上減少スルヤニ認めラルル処右ハ当面ノ債務整理財源問題ニ重大ナル關係アルニ付本年一月以來ノ関稅收入並ニ将来ノ関稅收入予想案御取調ノ上回電アリタシ」と銀價動向の調査を訓令。³⁶⁾上海入りする対中国債權者組合の面々については、「債權者等ハ自己ノ利益ノ擁護ニ遺漏ナキヲ期スル餘リ不知不識ノ間時宜ニ適セサル態度ニ陥ルノ虞ナントセス」ため、充分注意しつつ、解決へと導くよう命

ずる。³⁷⁾ そして、債権者代表として重光の地位を再確認した上で、幣原は、(a) 中国側増額範囲の調査、(b) 債権配分率承認、(c) 整理年額の保管制度確認、(d) 幣制顧問派遣については考慮中、との四点を六月十六日に伝えたのであった(十八日、大蔵省側の同意もえた)。しかし、この訓令は、(a) の点で宋子文の債務整理案に対して「西原借款等ヲ事実踏ミ倒シタル数字ヲ提出シ来ル虞モアルニ付本件大綱案ニ主義上ノ賛同ノ意ヲ表シ從テ年額等ニ関シ非公式協議ニ入ル以前ニ右解除額ノ所謂大部分カ如何ナル程度割合ノモノナルカ又五百万元自身モ多少宛ニテモ逐年増額ノ餘地アルモノナリヤ否ヤニ付支那側ノ腹ヲ問ヒ質スコト必要ナリト」との不信感を内包したものであった。さらに、中国側整理資金は、海関金單位制の導入により銀価下落の影響は小さく、関税の自然増収分と合わせて増額可能と見積もっていた。

現地側では、このような対中国不信感に満ちた訓令を、「支那側提案ニ依リ毎年幾許ノ資金ヲ提供シ得ルヤヲ確ムルガ如キハ正シク支那側当局ノ誠意ニ対スル不信任ノ意思表示ノ如ク折角有利ニ進捗シツ、アル支那側計画ノ出鼻ヲ挫クコトトナリ本件進捗ノ全局ヨリ見テ面白カラズト」と批判したのであった。³⁸⁾

(3) 「提携」と「整理」の間

一九三〇(昭和五)年五月からの中原大戦中も重光は、西原借款を中国側が不承認なのは党部および政府の確定議であ

り、「蔣介石及宋子文ノ如キ實際の見地ニ立ツ分子ヲ動カシ不満足ナリシモ西原借款ヲ含ム対支借款ノ全部ニ付整理案ヲ成立セシメ以テ日支間ニ横タハル最大ナル故障ヲ除去スルコトヲ得策トスル信念ヨリ凡ユル機会ヲ利用シテ」最大限度の年支払額の増加等の成果をえるべきだ、とのべていた。また、重光は、無担保借款を「完全ニ整理セシムルコトハ不可能」であるため「債務整理ノ交渉ハ外務、大蔵両省限リニテ相談シ支払年額ノ如キニ付必スシモ一般債権者ニハ逐一協議スルノ要ナカルヘク又之ニ依リ新聞種トナルコトヲ防キ得ヘシト思考ス」として外務省中央を批判する。重光は、中原大戦のさなかにあつても国民政府を唯一の政権として信頼していたのである。これに対して、外務省中央は、重光を抑えるべく谷亜細亜局第一課長を上海に派遣した。

重光と会談した谷は、「(一) 政府ニ於テモ宋子文ノ大綱案ヲ主義上認ムルコトトナリタルニ付同代理公使ニ於テ債権者代表ノ資格デ交渉ニ当ルコト」「(四) 支那側ハ将来ノ財政建直シテ重要視シ居ル模様ナルカ日本ハ整理ニ依リ得タル資金ヲ全部支那ヨリ持去ル次第ニアラス」としながらも、「(二) 整理資金ノ分配比率ハ大体関税会議ノ比率ニ依ルコト適當ナルモノモ右比率ノ算出ニアタリテハ為替相場等ヲ考慮スル要アリ

(三) 支那側整理案ニ於テハ保管銀行問題ヲ考慮シ居ラサル処右ハ支那ノ政情ニ鑑ミ極メテ重大ナル問題ナルニ付成ルヘク早日ニ支那側ノ意向ヲ突止ムルコト」と外務省中央の要望をつたえていた。さらに、「大蔵省ハ従来ヨリ支那ノ金本位

問題ニ同情ヲ有シ居ルモ顧問ノ關係ニ付テハ未ダ議確定シ居ラズ等ノ趣旨ニテ支那ノ支払金額ヲ突止メラレタリ尚東京ニ於テ作成セルモノナレハ充分正金側ト聯絡ヲ執ララルコト然ルヘキ旨」とのべていた。つまり、重光は、大蔵省のバック・アップについて確約がえられなかったのである。さらに、「英国「イングラム」モ曾宗鑑等ヨリ本件日支間ノ交渉ヲ聞き居ル趣ナルニ付外国側トノ「ヒツチ」ハ起ラサルヘク從テ整理資金ヲ決定スルニモ外国側ト連絡ヲ執ルコト必要ナルヘシ」との対外關係および「債権者會議ヲ開催シ整理資金ノ奪取ヲスルハ不適當ナルニ付先以テ非公式交渉ニ於テ整理資金ヲ大体決定スルコト必要ナリ」との国内關係からする二点の条件がつけられた。そして、外務省中央からは、「尚重光代理公使カ交渉ニ当ルトスルモ右ハ債権者代表ニアラス政府トシテ斡旋スル形ナリ、更ニ債権者會議開催延期ニ付テハ公文交換等ノ形式ヲ執ルコト必要」との条件もつけ加えられたのである。これに対して、重光は、「此際之ヲ支那側ニ持出スハ先方ニ緩ミヲ与ヘ面白カラサルニ付其ノ時期ハ同代理公使ニ一任セラレタシ」として執行過程における主導権を主張。谷も「債権者會議ノ關係カ有耶無耶ニナラサル様留意ノ上然ルヘク措置セラレ差支ナキ」とこれをみとめたのであった。⁴¹

結局、八月二十六日、外務省中央は、重光の交渉方針を追認した形で交渉再開を指令。⁴² 重光も中原大戦が済南陥落を機に国民政府側に有利に進行する過程を捉らえて国民政府との交渉を再開した。そして、宋子文から、九月六日、中原大戦

後に対外信用拡大のため政府および党部の根本的大改革をおこなう予定であり、米國資本家の財政援助とともに日本の援助を期待していると、つたえられた。これに対して重光は、世界恐慌のなか「米國側ト雖モ今日ノ狀況ニ於テ支那ニ資本ヲ融通スルカ如キコトハ無論困難ナルヘク」と見ていた。⁴³ 日本側としては、二月の段階で、アメリカ資本は「余剩資本ノ蓄積シ居ル現況ニモアリ今後支那ノ國情改善如何ニヨリ（中略）漸次対支投資ヲ試ミルニ至ルヘキハアリ得ヘキコト」とはしながらも、現状では「当方予想以上ニ支那時局最近ノ推移殊ニ其ノ財政状態ニ愛想ヲ附カシ居リ将来ハ兎モ角現下ノ情勢ニ在リテハ到底米國トシテ支那ノ借款ニ応スルカ如キコト之レナカルヘキ」との情報をえていたからである。⁴⁴

一方、幣原にとつては、樞密院精査委員会で約束した債権者會議の開催日、十月一日が近づいていた。このため、幣原は、九月十六日、重光に非公式會談の開始を訓令。同月二十六日には「十月一日モ間近カトナレル処期間内ニ債権者會議ヲ開キ得ズトセバ樞府トノ關係ニ於テ面倒ヲ醸ス惧モアルニ付」と、体裁だけでも整えるように命じた。⁴⁵ これを受けて重光は、「大体我方ノ理想案ヲ包含センメテ立案シタルモノニシテ之ヲ基礎トシテ討議ヲ開キ出来得ル丈ケ有利ノ地位ニ立ツ様立案」した債務整理覚書を宋財政部長に提出。十月一日の債務者會議開催までに宋子文との間で債務整理の非公式交渉の進捗方を曾宗鑑に申し入れるとともに、「戦勝ノ結果近ク財政建直シノ計画ヲ実行スル運トナリタルコトヲ列國ニ公

表シテ政府ノ対外信用ヲ高ムルト共ニ他面債務整理実行ニ対スル国論ヲ指導」のため国民政府による債権者会議の開催を要求したのであった。⁴⁷そして、重光は、宋財政部長との間で債権者会議延期の交換公文案を作成、債務整理問題の解決を非公式会談でおこなうことを主張した。だが、ロンドン海軍軍縮会議後の統帥権干犯問題において枢密院と対立していた外務省中央・幣原は、この上、交換公文の是非をめぐって新たな火種をつくることを好まなかった。それゆえ、幣原は、九月二十九日の宋財政部長との会談を形式上第一回債権者会議として、交換公文の取り止めを命じた。この「大臣タツテノ御注文」⁴⁸に対して、重光は、九月二十九日の宋財政部長との会談を以て第一回債権者会議とすることに同意したものの、交換公文は交渉促進のために必要であるとして再考を促す。それは「枢密院等対内関係ヲ彌縫シ得ル程度ニ於テ支那側ニ対スル我方立場ヲ弱カラシメサル様ニ苦心セル積リナリ」と対中国交渉力の減退を憂慮してのものであった。⁴⁹だが、幣原は、あくまで交換公文については反対し、非公式会談の継続についても「宋子文等ノ態度相当真面目ナルモノアルカ如キハ私ニ幸トシ居ル所ナリ」「交換公文ノ正面解釈ヨリスレハ始期ヲ定メタルモノニシテ從テ同會議ハ第一回以後債務整理ノ完成ニ至ルマテ継続スヘキモノニシテ単ニ一回ノ會合ヲ以テ支那側ノ義務解釈トナルトハ解釈シ得サル処ナリ」と樂觀的姿勢をもって対処した。⁵⁰中央の樂觀論に対して重光は「支那側ニ於テ常例トスル遷延策ノ口実トナリ又義務軽減

ノ氣持ヲ起サシムル原因トナラサルナキヤ貴電第一項ノ宋子文ノ誠意ト雖諸種ノ反対空氣(胡漢民又ハ王正廷方面ノ如キ)ヲ押切ルノ必要アル際我方カ支那側ヲ鞭撻スル重要ナル手段ヲ喪失スルニ至ルナキヤ虞レタル次第ナリ」と反駁する。⁵¹

結局、日中間の交換公文発送は寸前で中止された。しかし、日中間で第一回の債権者会議が開かれたことは、債務整理交渉の実態を列国に知らせることとなったのである。

3. 「提携」の蹉跌

日中間の債務整理交渉の進捗は、列国の注目を集めることとなった。なかでもイギリスは、北京関税特別会議から確実な鉄道債権の償還を優先するよう主張していたため、高い関心をもった。一方で、イギリスも義和団賠償金(確実債務)をめぐって中国との債務整理交渉にはいつていた(同交渉でイギリスは鉄道材料等自国製品の売り込みを、中国側は同賠償金の実業部門への再投資を望んでいた)。中国側の要望にイギリスが応じることから交渉は、一九二九年九月、実態化していた。⁵²そして、一九三〇年九月、英中間で交換公文が調印されたとの情報も日本にもたらされた。それは、教育財団に賠償金全額を交付し、同財団より貸与の形式で元本を中国政府に貸与して鉄道建設資金とし、財団への利子を教育資金に充当するものであった。イギリスはすでに義和団賠償金の

中国への再投資に踏み出していたのである。これに対して日本も、国民政府から義和団賠償金の返還が求められていた。

しかし、日本では義和団賠償金を東方文化事業特別会計として議会を通過させており、議会の承認を必要とする補償内容の変更は難しかった。⁵³ 外務省文化事業部としては、漸進的な解決方法を模索したものの、議会の存在がネックとなっていた。義和団賠償金でも有効な手を日本側は、打てなくなつたのである。⁵⁴

一方、重光が日中関係好転の鍵として推進した債務整理資金の中国再投資案は、一九三一（昭和六）年に入つても大蔵省側の承認をえられなかつた。重光の目からみた大蔵省は、「餘リニ窮屈ナル法律論ニ囚ハレ居ル」と写つていた。⁵⁵ このようななか、外務省中央・幣原から重光に、一月二十日、西原借款中の一億円借款は貸付金に該当しないため政府の指揮監督権を行使できないとの回答が寄せられた。このなかで、曾宗鑑と堀内干城の間でおこなわれていた専門家会議についても、幣原は、同会議の解釈を政府が責任もつことは困難であるとし、「政府トシテハ西原借款ニ付差別的整理ヲ認メタルコトトナラハ議會又ハ枢密院等ニ対スル關係ニ於テ困難ナル立場ニ立ツヤモ計ラレサルニ顧ミ民間債権ヲ含ム我方対支不確實債権全部ニ亘リ一律ニ関稅會議以後ノ利息ヲ免除スル」ことは不可能であり、せめて「(約一億九千五百万円)形式ノ整理案ノ如キハ考慮ノ価値アル」程度あるとしたのであつた。⁵⁶ これにより、債務整理資金の中国への再投資案は実

行困難となつた。それでも現地・外務省出先は、重光を筆頭に銀価の暴落による南京国民政府の債務整理資金の減少という事実を踏まえ、

(前略) 全体ノ建前トシテハ西原借款ノミノ減額トセス
對華債権元利合計全部ノ中ヨリ或ル程度ノ減額トスル方
右額(二億元程度)ノ点ヨリスルモ便利ニシテ且又中国
側ニ於テ他ノ債権國ト交渉シ同様ノ讓歩ヲ為サシムル上
ニ便利ト考フ(後略)

との考えを意見具申するとともに、⁵⁷ 中国の財政状況逼迫を伝え、国民政府部内で対米借款が必至との認識が広まるなか、日本人財政顧問の登用を強く薦めたのであつた。とはいへ、現地にいる中華匯業銀行丁士源理事の目からも、重光・宋子文間の直接交渉により「宋氏ハ少シ困ルヤモ知ル可カラス」と、宋子文の整理案は各国からの批判もあり、行政院で否決される可能性が高いと見られていた。債務整理について「日本ノミ先ツ单独ニ決定スルコトハ困難ナル形勢ナリト」觀察されていたのである。⁵⁸

この間、アメリカによる銀借款問題およびイギリスの対中国借款計画、国際聯盟による対中国經濟援助が喧伝されつつあつた。前者の銀借款問題は日本国内の各新聞でも大きく取上げられていたが、外務省部内では実現性の乏しいものと判断されていた。⁵⁹

問題は、後者の二問題であつた。イギリスの対中国「宥和」的姿勢は、前述の義和団賠償金の鉄道借款への変更にもみら

れ、また、治外法権撤廃問題および内河航行権問題に関して中国との間で実質的な交渉をおこなっている事実にも照してもあきらかであった。このような、イギリスの対中国政策の背景には、中国に於ける經濟権益の維持・拡大が意図されていると考えられており、英中間の借款説も現実味をもって報告されていた。

蔣介石の招請によるソルター聯盟經濟部長およびハース聯盟交通部長が中国を訪れたのは、このような時期であった。

日本側としては、一九三〇(昭和五)年の段階で、イギリス公使館のイングラム参事官が債務整理問題に関して聯盟による中立委員会の設置を提唱していたことから、聯盟による対中国經濟援助問題がイギリスの示唆によるものと警戒していた。重光は、イギリスが「自己ノ債権ハ主トシテ鉄道債権ナルヲ以テ鉄道ノ建設及改善ニ依リテ其ノ債権ヲ確保セントコトヲ計リ」「中国ノ現状ヲ利用シ不景氣ノ打開ノ為ニ对华貿易上ニ有利ノ地歩ヲ占メシ」としている、と見ており、「本問題ニ関シ我方トハ大分立場ヲ異ニスルモアリ」と認識していた。⁽⁶⁰⁾重光等、現地外務省側にとって國際聯盟の対中国經濟援助の具体化は、日本の債務整理計画を阻害するものと認識されていたのである。

さらに、外務省中央・幣原は、宋子文がこれまで全く機能してはなかつた四國借款團に借款を要求したとの情報を新規借款の前提条件として旧債整理を進める好機と捉らえた。⁽⁶¹⁾四國借款團事務局長アデイスの「政治的大借款問題ヲ取扱フニ

当リ主要列國間ノ態度一致ヲ欠キ又ハ民国政情現実ノ大勢ヲ顧ミシテ輕率ニ行動スルカ如キコトアラムカ国民政府ノ對外態度殊ニ法権問題其ノ他ニ及ホス影響計測リ知ルヘカラサルモノアルヘシ」との意見をうけて、孫科等「理想派」による大借款計画を批判。外務省中央は、日本の旧債整理↓中国の國際信用の回復↓日本の仲介による外債の導入というシナリオを実現するべく、中国内部の「現実派」との提携に、四國借款團を利用して英米を勧誘しようと考えたのである。⁽⁶²⁾このアデイスの提案に対して重光は、借款申し入れの事実なし、との宋子文の談話を伝え、四國借款團の実効性に否定的な見解をしめした。しかし、本省サイドでは、何等かの可能性があるとして、期待を繋いだのであった。

このような外務省中央の「列國協調」政策への傾斜は、対中国認識で重光に意見が近いとされていた亞細亞局内部にも変化を与えた。二月十七日、「債務整理ニ関スル件」として、

(前略) 債務整理問題ノ如キ重大問題ニ関シ各國間ノ歩調一致ヲ缺クトキハ到底其ノ成功覚束ナカルヘキヲ以テ此ノ際トシテハ是等關係國ノ態度ヲ調和セシムルコト肝要ニシテ之カ為ニハ先ツ我方ノ無差別平等整理ノ方針ヲ多少緩和シ鉄道關係債権ノ如キ多少確實ナル担保ヲ有スル実業借款ハ西原借款ノ如キ無担保政治借款ニ比シ多少有利ナル条件ヲ以テ整理セラルルコトヲ認メ其ノ為ニ現存鉄道復旧等ノ目的ヲ以テ或程度ノ借款ヲ支那ニ与ヘ

(後略)

と、「列国協調」のための妥協もやむなしとの意見が亜細亜局内部でも持たれるにいたつた。重光の経済提携策は、外務省内で孤立していったのである。⁶⁶⁾

だが、重光は、まさにアデイスの提案が義和団賠償金放棄額をもって担保に充当し、鉄道債務の整理、鉄道建設・改良に資する点で、鉄道借款を一般借款より優越させるものと問題視していた。さらに、三月七日、重光は、中英間の治外法権交渉の進捗のなかで「中国側へ日本トノ關係ニ對シテ急速ニ冷淡トナリ来リツツアリ」と報じた。この背景を、重光は、

(前略) 我議會ニ於ケル狀況ヨリ判断シ現政府ノ基礎不確實ニシテ到底中國問題ニ對シ確乎タル友誼的ノ政策ノ運用ヲ期待シ得ストノ疑惑ヲ集ヒ更ニ又滿洲鐵道交渉牽制ノ為及滿洲ニ於ケル各種ノ問題提起ノ為張學良系各方面ノ關係者ノ策動モ混リ漸次日本ニ對スル空氣ヲ險惡ニ向ハシムル原因トナリツツアリ(後略)

と見ていた。さらに、

(前略) 「ソルター」等(中略) 滞在シ居リ宋子文ノ重キヲ置ク對米借款等財政ヨリ見タル中國ノ英米關係力餘ノ日本ノ協力ヲ要セサル形勢漸次明白ト成ルニ於テハ宋子文ノ良好ナル對日態度モ果シテ何時迄続クヤ不明ニ思ハル(後略)

と注意を喚起し、「中國ノ政況及他重要國ノ態度ヲモ参照シ根本的ノ考慮ヲ払ハレ然ルヘキ時期カト愚考ス」と意見を具申した⁶⁶⁾。それでも外務省中央では、國民政府財政顧問ソル

スキーの来日にあたって鉄道債権の優越を認めつつも、旧債整理を前提とするシナリオを堅持したのであった。

結局、國際聯盟による對中國經濟援助問題が具体化するなかで、債務整理交渉は、萬寶山事件および日中間の治外法権交渉停滞のあおりをうけ四月に入ると事実上中断する。そして、四月十日付の「支那借款問題」と題する大臣サインのあるメモにおいて

(前略) 英國が國際政策を行ふに當リ聯盟を利用せむと決したるは既に數年以來のことに屬シ此點に付ては保守黨も自由黨も又労働黨も意見に相違あるなし(中略) 英蘭銀行に於ては目下銳意對支借款問題の準備研究の歩を進めつつあるがソルターの煥英迄は何等具體的決定を為然ざること、コンソルシュームに依る借款は最早時代遅れとなりたれば之を断念すること、米國の協力を得聯盟に依る借款成立を期することの三點に付ては内部の議殆んど一決せるもの如し(後略)

とのイギリス側対応が明かとなり、さらに、中國問題についても「聯盟の活動に一の新天地を開きたる」なか、日本が「西原借款の整理、滿洲に於ける我特殊の地位の擁護等を盾にとり難癖を付け聯盟の活動阻止に力むるが如きは大勢に逆行し我立場を孤立に陥るものと信ず」とのドラモンド等聯盟首脳からの聞込みが伝えられるに至り、幣原の「列国協調」政策も機能不全となつていった。⁶⁶⁾

それでも重光は、日中關係が悪化しつつあつた八月二十日

の段階でも、宋子文による債務整理の意欲を信じていた……。重光にとって一縷の望は、国民政府への日本人財政顧問の登用による「經濟提携」の維持であった。それゆえ、四月段階より、これまで以上に財政顧問の派遣を強く意見具申したが、津島寿一財務官の派遣が内定したのは六月末であった。⁶⁶⁾だが、その就任も満州事変により流れることとなったのである。

おわりに

以上のように、政府レベル・中央交渉を中心とする債務整理交渉は、満州事変によって事実上、終止符を打つこととなった。満州事変後、債権者達は、次のように要求している。

（前略）

- 一、東四省新政権確立ノ場合ハ該政權ヲシテ支那国債ノ一部ヲ分担セシメ其ノ整理ニ要スル相当ノ資金ヲ将来其関税及塩税収入中ヨリ継続醸出セシムル様交渉セラレ度キコト
- 二、聯盟支那調査委員來東ノ場合ハ支那ノ債務不履行ノ事實ヲ説明シ之ヲ調査事項ノ一項目トシテ取扱ハンコトヲ請求セラレ度キコト
- 三、満洲事件及日支懸案解決ニ関シ交渉ノ場合ハ支那政府ヲシテ債務整理案ヲ確定セシムル様御尽力相仰キ度キコト⁶⁷⁾（後略）

このような債権者側の要求は、「東四省新政権」〔満洲国〕

自体を否定する国民政府の受入れるところとならなかつたことはいうまでもない。

しかし、その後、債務整理は全く進捗しなかつたわけではない。一九三三（昭和八）年にはいり、日本側で再度「宥和」的政策が採られた時、債務整理は進捗したのであった。

ここで債務整理が進んだのは、西原借款にみれるような中央の大借款ではなく、民間を中心とする中小の債務であった。そして、このような満州事変以後の債務整理方式は、まさしく満州事変前の時期の「地方的」⁶⁸⁾解決を原型としていたのであった。

その後、文頭の重光―宋子文による日中直接交渉による満州事変解決が不可能となり、両者は、別々の道を―しかし同じ手法で―歩むこととなった。宋子文は、經濟提携をより直接的にえるためにアメリカに渡り、棉麦借款および対日戦争遂行のための借款成立に奔走することとなる。宋子文の立場は、親日派から日本にとって国民政府内親英米派の巨魁として変身したのである。一方、重光は、一九三二年、上海事変停戦祝賀会の席上、爆弾を投げつけられ片足をうしなつた。

しかし、廣田弘毅外務大臣のもとで外務次官として復活し、彼もまた同じ手法、つまり国民政府内の有力者―汪兆銘との間で經濟提携をおこなわんとしたのであった。しかし、国民政府内における汪兆銘の立場は、満州事変前の宋子文と比較にならないほど脆弱なものであった。さらに、重光―汪兆銘の提携は、華北での經濟侵略が継続されているなかでのこと

であつたのである。

- (1) 昭和六年九月十一日発在中國重光公使より幣原外務大臣宛電報第九一二号『日本外交文書』昭和期I第一部第五卷一〇三文書。これには、内田康哉満鉄総裁も賛成していた。
- (2) 昭和六年九月十九日発在上海重光公使より幣原外務大臣宛電報第九八四号『日本外交文書』滿州事変第一卷第二冊(外務省編、一九七七年)二九一―二頁。
- (3) 昭和六年九月二十二日発在上海重光公使より幣原外務大臣宛電報第一〇一二号『日本外交文書』滿州事変第一卷第二冊(外務省編、一九七七年)三〇八頁。
- (4) 吳景平著『宋子文評伝』(福建人民出版社、一九九二年)。
- (5) さしあたり酒井哲哉『英米協調』と『日中提携』、『協調政策の限界』年報近代日本研究11(山川出版社、一九八九年)を参照。
- (6) 併せて、拙稿『交渉』と『蓄積』―日中関税協定施行過程における日本側対応―、『政府と民間』(年報近代日本研究17、山川出版社、一九九五年)および『治外法権の撤廃』と『治安維持』―滿州事変前後の「連続性」に関する一考察―、『広島平和科学』第十八号(一九九六年三月)も参照されたい。
- なお、平成八年十月二十六日のシンポジウム後、本稿と対象を同じくする服部龍二『中国外債整理交渉における幣原外相と重光駐華臨時代理公使』、『国際政治』第一一三号(一九九六年十二月)がでている。

- (7) 西原借款については、能地清・大森とく子「第2章第1次大戦期の日本の対中国借款」、『日本の資本輸出と対中国借款の研究』(『国家資本輸出研究会編、多賀出版、一九八六年)を参照。

なお、日本の対中国政府不確実債務は、当該期の日本政府の歳入額の約三四%に相当する巨額なものであった。

- (8) 北京関税特別関税会議に関しては、馬場伸也「北京関税特別会議にのぞむ日本の政策決定過程」、『対外政策決定過程の日米比較』(細谷千博・綿貫讓治編、東京大学出版会、一九七七年)。
- (9) 昭和三年十月十九日発田中外務大臣より在上海矢田総領事宛電報第二八七号『日本外交文書』昭和期I第一部第二卷(昭和三年、对中国関係)六三九文書。
- (10) 昭和四年一月八日発田中外務大臣より在上海矢田総領事宛電報第七号『日本外交文書』昭和期I第一部第三卷(昭和四年、对中国関係)三一五文書。
- (11) 昭和四年一月三十日田中外務大臣より在上海矢田総領事宛電報第二七号、同前注(10)五一―二文書。
- (12) 昭和四年一月三十日付在南京岡本領事より田中外務大臣宛電報第九三号『不確実及無担保債権整理方交渉関係雑件』(Ei. 1.6.0.15)。編遣費捻出のためには、二千五百万円の公債発行が必要であった。
- (13) 昭和四年四月二日付「無担保及深不確実担保ノ対支借款整理問題ニ関スル外務大藏省係官會議要領」同前注(10)五九三文書。

- (14) 昭和四年六月二十四日「債務整理問題等ニ関スル外務大蔵
両省打合會議事要領」同前注(10)六三〇文書。
- (15) 昭和四年九月二十三日発在上海重光総領事より幣原外務大
臣宛電報第一一四〇号『不確実及無担保債權整理方交渉関係
雜件』(E. 1. 6. 0. 15)。
- (16) 昭和四年九月二十七日着在上海重光総領事より幣原外務大
臣宛電報第一一五六号『西原借款関係雜件』(E. 1. 6. 0. 13)。
- (17) 昭和五年一月十四日付東亜興業株式会社内田勝司より谷亜
細亜局第一課長宛「陳情書」『日本外交文書』昭和期I第一
部第四卷(昭和五年、对中国関係)三八〇文書。
- (18) 作成年月日不明在上海高木陸郎「内外債務整理関係ニ就キ
テ」同前文書付記。
- (19) 昭和五年一月二十日發幣原外務大臣より在中国重光臨時代
理公使宛電報公第二号、同前注(17)二五四文書。
- (20) 昭和五年一月二十五日發在上海重光臨時代理公使より幣原
外務大臣宛電報公第六三三号、同前注(17)三八一文書。
その際、重光は、裏面での对宋子文交渉に三井洋行の大村
得太郎を指名することで交渉継続の意志をしめしていた。
- (21) 昭和五年一月三十日發在上海重光臨時代理公使より幣原外
務大臣宛電報公第一一六号『不確実及無担保債權整理方交渉
關係雜件』(E. 1. 6. 0. 15)
- (22) 昭和五年二月十八日發在上海重光臨時代理公使より幣原外
務大臣宛電報公第二二八号、同前注(17)三八六文書。
- (23) 昭和五年二月十八日、横浜正金銀行副頭取武内金平・三井
物産常務取締役安川雄之助・東亜興業株式会社常務取締役小
貫慶治等持参(亜細亜局長へ提出)、昭和五年二月十三日付
「对支債權整理ニ関シ請願ノ件」『不確実及無担保債權整理
方交渉關係雜件』(E. 1. 6. 0. 15)
- (24) 昭和五年三月四日付河田烈大蔵次官より吉田外務次官宛官
房秘丙第二八号「寺内内閣時代成立ニ係ル对支借款ニ関スル
件」同前注(17)三八七文書。
- (25) 同前注(23)
- (26) 昭和五年四月九日發幣原外務大臣より在上海重光臨時代理
公使宛電報公第一九八号、同前注(17)三九〇文書。
- (27) 昭和五年四月十三日發在上海重光臨時代理公使より幣原外
務大臣宛電報公第三九五号、同前注(17)三九一文書。
- (28) 昭和五年三月四日發在南京上村領事より幣原外務大臣宛電
報第二二七号『不確実及無担保債權整理方交渉關係雜件』
(E. 1. 6. 0. 15)。
- (29) 昭和五年四月十六日付有田亜細亜局長より在上海重光臨時
代理公使公信亜一第三五号『不確実及無担保債權整理方交渉
關係雜件』(E. 1. 6. 0. 15)。
- (30) 昭和五年四月十七日發在上海重光臨時代理公使より幣原外
務大臣宛電報公第四〇二号、同前注(17)三九二文書。
- (31) 昭和五年六月一日着在上海重光臨時代理公使より幣原外務
大臣宛電報公第五三三号、同前注(17)三九八文書。このよ
うな、宋子文側の要求は、中国の金本位制導入を示唆するも
のであり、銀価に連動した不安定な為替相場に翻弄されるこ
との多かつた中国市場の安定に寄与するものであった。重光
は、日中「經濟」提携を促進させる上での格好の機会として、

その促進を要望していたのであった（昭和五年六月三日着在上海重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報公第五六〇号『不確実及無担保債權整理方交渉關係雜件』(E. 1. 6. 0. 15)』)

大臣宛電報公第七六〇号、同前注(17) 四〇七文書。
(41) 「債務整理問題ニ関スル谷課長ノ帰朝報告」同前注(17) 四〇九文書。
(42) 昭和五年八月二十六日付幣原外務大臣より在上海重光臨時代理公使宛公信並一機密第七八号、同前注(17) 四〇八文書。
なお、「何れにせよ軍事必ずしも蔣側ニ有利ならず一方北方側は北方人特有の執拗さを以つて着々政治的勝利の地歩を進め来る十日頃には愈々地方政府正式樹立の運びとなるやに伝へられ右北方政府の成立は国民一般に對する大なる宣伝にして蔣介石の不人氣と相俟ち南方政府内よりも之に共鳴するもの輩出することなきを保せず世上或は北方諸派の結束を疑ひ寄合世帯何程の事があらむと蔑視するもの存きに非ずと謂も右は実情に通せざる觀測なるが如く当方面に於ては北方諸派は倒蔣の実を挙ぐるに至る迄は如何なる事あるも分裂することなかるべしと觀測し居る模様候」と、中原大戰に對して北方政府（閻錫山等）を高く評価する者も外務省内にいた（特に北平公使館勤務者、大橋忠一參事官等）（昭和五年九月七日付川村事務官より谷亜細亞局第一課長宛「中国政局ニ関スル報告」川村茂久事務官旧藏資料『滿洲事變事變ニ對スル川村事務官ノ意見集』）。そして、北方政府側の戦況が不利となつた九月にはいっても川村は、「一般論として日本目下の對支外交の馬鹿正直なると非難する向多く日本人側は外務省特に上海方面責任者が南京政府のブラフ外交に引掛り管只王正廷宋子文輩の鼻息をうかがふに吸々として此時局變転の好機に際しながら何等施すに策なき無能振りを慨歎し」

- (33) 昭和五年六月四日発在上海重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報公第五七三号、同前注(17) 三九九文書。
(34) 昭和五年六月五日付在上海重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛機密公第一〇九号公信「債務整理問題ニ付宋部長トノ会谈ニ関スル件」同前注(17) 四〇〇文書。
(35) 昭和五年五月十九日付「對支債權者組合總會議事要領」『不確実及無担保債權整理方交渉關係雜件』(E. 1. 6. 0. 15)。
(36) 昭和五年六月十二日發幣原外務大臣より在上海重光臨時代理公使宛電報公第二六四号、同前注(17) 四〇一文書。
(37) 昭和五年六月十三日發幣原外務大臣より在上海重光臨時代理公使宛電報公第二六五号『不確実及無担保債權整理方交渉關係雜件』(E. 1. 6. 0. 15)。
(38) 昭和五年六月十八日付幣原外務大臣より在上海重光臨時代理公使宛公信並一機密第五八号、同前注(17) 四〇四文書。
(39) 昭和五年六月三十日付在中国堀内書記官より谷亜細亞局第一課長宛書簡『不確実及無担保債權整理方交渉關係雜件』(E. 1. 6. 0. 15)。
(40) 昭和五年八月一日発在上海重光臨時代理公使より幣原外務

として外務省中央の方針を批難していた(昭和五年九月十一日付在天津丸川村事務所より谷亜細亜局第一課長宛「中国政局ニ関スル報告」同前)。

(43) 昭和五年九月六日発在上海重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報公第八七八号、同前注(17)四一二文書。

(44) 昭和五年二月十四日付在ニューヨーク沢田総領事より幣原外務大臣宛公信機密第六五号「外国ノ对中国借款及投資關係雜件米國ノ部」(E.1.6.0.15-U1)。

(45) 昭和五年九月二十六日發幣原外務大臣より在上海重光臨時代理公使宛電報公第三六八号、同前注(17)四一七文書。

(46) 昭和五年九月十六日發在上海重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報公第九〇〇号、同前注(17)四一五文書。

(47) 昭和五年九月二十二日發在上海重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報公第九二七号「不確實及無担保債權整理方交渉關係雜件」(E.1.6.0.15)。

(48) 昭和五年九月三十日發幣原外務大臣より在上海重光臨時代理公使宛電報無号「不確實及無担保債權整理方交渉關係雜件」(E.1.6.0.15)。

(49) 昭和五年十月一日發在上海重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報公第九五一号、同前注(48)。

(50) 昭和五年九月二十六日發幣原外務大臣より在上海重光臨時代理公使宛電報公第三七六号、同前注(17)四二二文書。

(51) 昭和五年十月三日發在上海重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報公第九五八号、同前注(17)四二三文書。

(52) 實際、駐中国ランプトン英國公使は、「使用ノ目的ヲ定メ

テ賠償金ヲ全部返還スル方針ナリト」と王正廷外交部長に語っていた(昭和四年九月八日着在北平堀内臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第一〇二七号「各国の団匪賠償金処分關係雜件英國の態度」第二卷(H.2.2.0.2-3)。なお、本問題の概様については馬場明「第六章日支文化事業協定改廢問題」『日中關係と外政機構の研究』(原書房、一九八三年)参照。

(53) 義和団賠償金の返還を要求する汪中国公使に対して幣原外務大臣も「一部国民ハ日本ハ支那ニ対シ如何ナルモノヲモ殆ト無制限ニ讓歩セムトシツツアリトノ感想ヲ抱キ居ル際ナルヲ以テ団匪賠償金返還を議会ニ提案スルモ之ヲ納得セシムルコト殆ト不可能ナリ」とのべている(昭和五年五月九日付「幣原大臣汪支那公使會談要旨」同前注(17)八五〇文書)。

(54) 滿州事変直前、中華匯業銀行救済への流用(昭和六年七月十五日付日本興業銀行理事公森太郎より谷亜細亜局長宛公信外事第一五八号「義和団事変賠償金並匯銀救済資金ニ関スル件」『各国の団匪賠償金処分關係雜件日本の態度』(H.2.2.0.2-4)や、鉄道資金への充當が提案されていたが、滿州事変前の段階では受け入れられなかった(昭和六年七月二十日付日本鉄道弁事処金井清より坪上文化事業部長宛公信上海鉄弁第四四七号「団匪賠償金の返還と鉄道投資の件」送付について『各国の団匪賠償金処分關係雜件日本の態度』(H.2.2.0.2-4)。しかし、後者の点が、一九三七年三月三十日公布された法律第一二号・对支文化事業特別會計法中改正法律へとながり、義和団賠償金は、膠濟鉄道の日本權益維持に流用されている。

(55) 昭和六年一月十日付在上海重光臨時代理公使より谷亜細亜局長宛機密公第一四号公信「債務整理ニ関スル件」同前注(17)六〇五文書。

(56) 昭和六年一月二十日發幣原外務大臣より在上海重光臨時代理公使宛電報第二十号、同前注(1)六一三文書。

(57) 昭和六年二月五日發在上海重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第一一〇号、同前注(1)六二一文書。

(58) 昭和六年一月十二日付在天津田尻總領事代理より幣原外務大臣宛機密第四号公信「内外債整理問題ニ関シ丁土源ノ帰來談報告ノ件」『不確実及無担保債權整理方交渉關係雜件』(E. 1. 6. 0. 15)。

(59) 昭和六年一月十五日着在ニューヨーク堀内總領事より幣原外務大臣宛電報第四号『外国ノ对中国借款及投資關係雜件 米国の部銀借款關係』(E. 1. 6. 0. XI-U1-2)。

(60) 昭和六年二月十四日發在上海重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第一四七号、同前注(1)六二六文書。

(61) 昭和六年一月十三日付「対支借款ニ関スル幣原大臣在本邦佛国大使會談要領」同前注(1)六〇六文書。

(62) 昭和六年二月四日發幣原外務大臣發在英国松平・在米国出淵大使宛電報合第八四号および同合第八五号、同前注(1)六一八文書および同文書別電。

(63) 『不確実及無担保債權整理方交渉關係雜件』(E. 1. 6. 0. 15)。

赤塚正助(前特命全權公使)の「我國としては此の特殊の關係を考慮し、列国と協調して其の成行を利導するの用意と

經論を以て臨まなければならぬ」にもかかわらず、「幣原外相は國際協調をモットーとしながら対支外交に限り此の精神を無視し、独自單獨の意図を以て進んだといふことは、取りも直さず自らその外交の基調を紊した遣り方であり、國際協調の趨勢に反した方策であつたと云はなければならぬ」と批判している(「幣原外交と滿洲の行詰」『外交時報』六二三号(昭和五年十一月十五日号))。

(64) 昭和六年三月七日着在上海重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第三九号、同前注(1)六三八文書。

(65) 『外国ノ对中国借款及投資關係雜件英国ノ部』(E. 1. 6. 0. X7)。

(66) 昭和六年七月六日發幣原外務大臣より在上海重光臨時代理公使宛第三八一号電報『中国ニ於テ本邦人雇用關係雜件』(K. 4. 1. 0. 2)。なお、津島自身は、六月十五日、井上蔵相から要請され、「のっぴきならぬ立場においこまれ」た結果、六月二十六日に引き受けている。その際、津島は、財務官としての地位の保持、大蔵省・正金からの随伴者の選任、中国政府の待遇等で条件を提示し、受入れられている(津島寿一著『芳塘隨想第十一集先輩・友人・人あれこれ卷三へ森賢吾さんのこと(上・概描)』昭和三十八年、一五三頁)。

(67) 昭和七年二月十一日付「対支債權者組合ノ希望事項」『不確実及無担保債權整理方交渉關係雜件』(E. 1. 6. 0. 15)。

(68) 足田康行「一九三〇年代前半の日本の对中国經濟政策の一面面」『債務整理問題を中心に』野沢豊編『中国の幣制改革と國際關係』(東大出版会、昭和五十六年)参照。

「世界の「構造化」と東アジア」と題する本シンポジウムで、秋田茂氏の報告は、「ジェントルマン資本主義論」と杉原薫氏による「開かれたアジア間貿易論」を接合する試みであった。これをうけ本稿では、対立する概念とされてきた東アジアのなかの日本（アジア・モンロー主義）と列国としての日本（対英米「協調」・「依存」・「従属」）とを統一的に理解する視座を与えることを目的としてきた。

結論として、対中国政策と対英米政策を経済提携策のなかに組み込み、統一的に理解しえたのは重光であった。これに対して、幣原は、重光の提案を最後までバックアップできず、英米両国が既に放棄していた列国協調による対中国抑止策に帰した。そして、政治的強制的方策として遂行された「満州事変」で、幣原の退場と踵を一にして、列国協調による対中国抑止政策も放棄された。

しかし、その後、満州事変という政治的強制力が生んだ「満洲国」や国内の統制経済、その帰結点としての「大東亜共栄圏」とともに、重光の「経済提携」策は、日本の内外で相互補完的に一棲み分けつつ一存在しえたのであった。この路線こそが「開かれたアジア間貿易」を推進していくこととなったのである。

さらに、「満州事変」研究のなかで本稿を位置づけるならば従来からの矛盾の蓄積過程としての研究と対置できるだろう（この点では、満州事変が関東軍の「謀略」としておこなわれたことを再確認したい）。

具体的に以上でのべた重光の経済提携策や、既に他の論文で明らかにした関税協定の施行過程・釐金の導入問題や、治外法権問題等は、満州事変を単線的な矛盾の蓄積過程上に置くことができない。

むしろ、伏流のように見えて満州事変を「連続」して存在する……政策の存在やその政策を起こさせる意思の存在こそが重要だといえよう。

このことは、政治史における「くへの道」的な発想や、多くの日本経済史でみられる理解とは異なっている。前者、「くへの道」的発想の根源にあるのは、「戦後」からの視点であり、その内容は、太平洋戦争（日米戦争）の重視や、戦前の政治体制下での政策決定の無謀性、為政者の無責任性、脆弱な民主主義等であった。しかし、本質的な問題は、無謀な戦争としてではなく戦争がおこなわれたこととであり、無責任ではなく、非決定のように見えても決定してきた為政者達の存在であり、脆弱なはずの「親英米派」が戦前・戦後を通じて権力の中枢に存在したことである。その意味で、戦後形成され、固定概念と化した「歴史観」は相対化され、今後、多元的な意味・意義が付け加えられることが必要であろう。

なお、本稿は、平成八年度文部省科学研究費奨励研究(A)の成果の一部である。

（広島大学総合科学部）

The Failure of Economical Cooperation
—On the Problem of Debt Liquidation
before the Manchurian Incident—

by **Seiichi Koike**

Until the time immediately after the Manchurian Incident, the relationship between legation minister in China Shigemitsu and minister of finance Sung Tsū-weñ was stable. The good relationship between these two ministers were reflected by Japans

liquidation of Chinese debts being accompanied by economical cooperation.

This essay makes clear, how the agreement between Shigemitsu and Sung Tzū-wên on the direction of one lump de-liquidation turned into a strategy of economical cooperation=reinvestment of liquidation capital to China. This essay proves, that this strategy of economical cooperation failed because of the opposition of foreign and finance minister Shidehara, the existence of American loans not going by way of Japan and because of the Economical Cooperation of the League of Nations.

Although this strategy of economical cooperation came later on the prototype of Japan's Chinese policy and this cooperation was the peak of the efforts, Japan was thereafter going to lose the opportunity to realize her strategy.